

長崎県障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務負担効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害福祉事業者が介護ロボットやICTを導入する際の経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示460号の9。以下「交付要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この要綱において補助金を受けることができる者は、次のとおりとする。

(1) 介護ロボット等の導入支援事業

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者、障害児入所施設事業者（以下、「障害者支援施設事業者等」という。）とする。

(2) ICTの導入支援事業

① ICT機器の導入支援

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、障害児支援事業者、障害児相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

※ただし過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様のICT導入支援補助金により補助を受けて同種のICT機器等を購入したことがある、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者は対象外とする。

② AIカメラ等の導入支援

障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者、障害児支援事業者、障害児相談支援事業者を除いた事業者（以下、「障害福祉事業者等」という。）とする。

③ オンライン環境整備事業

児童発達支援センター（地域の実情により、児童発達支援センターを設置していない場合であって、児童発達支援事業所等の関係機関が連携することにより、障害児支援の中核機能を整備している場合を含む。（以下、「児童発達支援センター等」という。））とする。

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

① 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者（以下、「障害者支援施設サービス事業者等」という。）

とする。

- ② 見守り機器の導入に伴う通信環境整備
障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者とする。

(事業内容等)

第3条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 介護ロボット等の導入支援事業

① 介護ロボット等の導入支援

県は、障害者支援施設事業者等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、介護ロボット等導入に要する費用を補助する。

② 補助対象

ア 補助の対象となる介護ロボット等とは、次の i から iii の全ての要件を満たすものをいう。

i 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

ii 技術的要件

ロボット技術(センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

イ 本事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1機器につき30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。

この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

ウ 障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において第2条第1号に掲げるサービスの指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。

エ 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。

オ 導入にかかる消費税は、補助対象外とする。

カ 対象経費に係る留意事項

介護ロボット等を導入する場合においては以下の要件に留意すること。

- i 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法(PSE)認証、Sマーク、電磁両立性(EMC)試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されて

いること。

ii 介護ロボット等導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。

iii 介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

(2) ICTの導入支援事業

① 障害福祉サービス事業者等に対する ICT 機器の導入支援

ア 県が開催する ICT 導入に伴う研修会への参加を補助を受けるための要件とする。

イ 県は、障害福祉サービス事業者等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、ICT 導入に要する費用を補助する。

② 障害福祉事業者等に対するAIカメラ等の導入支援

県は、障害福祉事業者等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、AIカメラ等（防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラ）の導入に要する費用を補助する。

③ 児童発達支援センター等に対するオンライン環境整備事業

県は、児童発達支援センター等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、オンライン環境整備（オンライン化のための ICT 導入）に要する費用を補助する。

④ 補助対象

ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

ウ AIカメラ等

エ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）

オ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

カ 対象経費に係る留意事項

i 当該年度中に係る経費のみを対象とする。また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。

ii ①の事業において④アの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。

iii ①の事業において④ウのソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

- ・ 施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。

- ・ バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームペ

ージ作成などの業務)のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫(転記等の業務が発生しない)の環境が実現できるもの。

iv ②の事業において④ウのAIカメラ等の導入については、次の要件に該当する場合に対象とする。

- ・ 防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。
- ・ 居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。
- ・ カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像(以下、「映像等」という。)を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」(平成15年法律第57号第2条に規定する「個人情報」)に該当するため、同法の規定を遵守すること。
- ・ 利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
- ・ カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
- ・ 撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。

v ③の事業において④アの情報端末については、地域の他事業所等との情報共有、意見交換、保護者との面接(個人・グループを問わず)を行うためのハードウェアが対象である。

vi ③の事業において④イのソフトウェアについては、オンラインミーティング等を実施するためのものや、容量の大きいファイルを共有するための商品であること。

vii ④エの通信環境機器等及びオの保守経費等については、アの情報端末、イのソフトウェア、ウのAIカメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。

viii インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

ix 導入にかかる消費税は、補助対象外とする。

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

介護ロボット等やICTを複数組み合わせ導入する障害者支援施設サービス事業者等に対して、介護テクノロジーのパッケージ型の導入支援を行う。

介護ロボット等やICTの導入における要件や補助対象等については、第3条第1号及び第2号の内容を準用する。ただし、パッケージ型の導入支援を行う場合は、第3条第1号②イに規定する介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。

① 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

第3条第1号②及び第2号④ア～ウに定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせ導入する場合に必要な経費を補助する。

※ICTについては、第3条第2号④エ通信環境機器等及びオ保守経費等は補助対象外とす

る。

② 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者が見守り機器を導入し、その機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

ア 通信環境整備に係る対象経費

- ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）
- ・ 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り 機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

※見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

（経費の補助）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は次のとおりとする。

（1）介護ロボット等の導入支援事業

1施設又は事業者あたりの基準額を施設又は事業所ごとに障害者支援施設210万円、共同生活援助事業所150万円、その他の事業所120万円とし、補助額は次の(4)により算出された額とする。

（2）ICTの導入支援事業

① 障害福祉サービス事業者等に対するICTの導入支援

1施設又は事業所あたりの基準額を100万円とし、補助額は、次の(4)より算出された額とする。

② 障害福祉事業者等に対するAIカメラ等の導入支援

1施設又は事業所あたりの基準額を100万円とし、補助額は、次の(4)により算出された額とする。

③ 児童発達支援センター等に対するオンライン環境整備事業

1施設又は事業所あたりの基準額を80万円とし、補助額は、次の(4)により算出された額とする。

（3）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

1施設又は事業者あたりの基準額を1,000万円とし、補助額は、次の(4)により算出された額とする。

（4）補助額

① 施設又は事業所ごとに、基準額と第3条に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

② 補助率

(4)①により選定された額に4分の3を乗じた額と予算の範囲内で知事が必要と認めた額を比

較して少ない方の額を補助額とする。ただし、算出額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業実施にあたっての留意事項)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者等は、事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (7) 導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
- (8) 他の補助事業により補助を受けている場合は、本事業の補助対象とならないことに留意すること。
- (9) 本事業により介護ロボット等やICTを導入した施設・事業所は介護ロボット等やICTの導入状況について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、別に定める期限までに報告すること。
- (10) 本事業により介護ロボット等やICTを導入した施設・事業所は客観的かつ定量的な指標に基づいて介護ロボット等やICTの導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について報告すること。
- (11) 全国の障害福祉事業所等における介護ロボット等やICTの導入の参考に資するよう介護ロボット等やICTを導入した施設・事業所に対し、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表すること。

また、これら報告及び公表状況について国や県のホームページ等での公表に同意できる事業者であること。

- (12) 過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様のICT導入支援補助金(「地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業」等)により補助を受けて、同種のICT機器等を購入したことがある障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者は、第3条第2号①の事業による補助の対象外とする。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次条の申請書の提出に先立ち、別途定める日ま

でに様式第1号による計画書を知事に提出するものとする。

（申請手続）

第7条 この補助金の交付の申請については、様式第2号による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

（補助金交付の決定の通知）

第8条 知事は、前条の規定による申請書等を審査し、適当と認める場合は、交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

（変更申請手続）

第9条 補助事業者は、補助事業の申請の内容を変更しようとするときは、様式第3号による申請書に関係書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の額の変動を伴わないものはこの限りではない。

（事前着手）

第10条 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の円滑な実施を図るうえで、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、知事に様式第4号による事前着手届を提出し、その同意を得て事業着手することができるものとする。ただし書きにより交付決定前に着手する場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

（事業の中止または廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

（交付決定の取消し等）

第13条 知事は、交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- (1) 交付の決定後生じた、天変地異その他事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助金でまかなわれる経費以外の部分を負担することができないことその他の理由により事業を遂行することができな

いとき。ただし、補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。

- 2 知事は、交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の内容又はこれに附した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書に関係書類を添えて提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条による実績報告書等を審査し、適当と認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 規則第13条の規定により額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第7号による請求書を提出しなければならない。

- 2 補助金は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払いをすることができる。この場合において補助事業者は、様式第7号の2による請求書を提出しなければならない。
- 3 交付要綱第7条の規定により請求書に必要な書類は省略できるものとする。

（補助金の返還）

第17条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 価格が30万円以上の機械及び重要な器具

(2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めたもの

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部 又は一部を県に納付させる場合がある。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和7年 3 月 12 日から施行する。